

春日井市特別融資制度推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市における農業関係資金の適正かつ円滑な融資運営を図るため、春日井市特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その運営等に必要な事項を定めるものとする。

(協議等事項)

第2条 推進会議は、次の事項について協議等を行う。

(1) 次に掲げる農業関係資金の貸付けの認定等に関すること。

ア 農業経営基盤強化資金

イ 農業経営改善促進資金

ウ 農業近代化資金

エ 青年等就農資金

オ スーパーW資金（アグリビジネスの強化を推進するための金融措置（平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する「スーパーW資金」をいう。）

カ その他推進会議が必要と認める農業制度資金

(2) 貸付対象者に対する指導、助言等に関すること。

(3) その他資金の貸付け認定等に当たって必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、次に掲げる機関、団体等を構成機関とし、構成員は、それぞれの機関、団体等の長が指名した者とする。

(1) 春日井市

(2) 愛知県尾張農林水産事務所

(3) 春日井市農業委員会

(4) 尾張中央農業協同組合

(5) 愛知県信用農業協同組合連合会

(6) 農林中央金庫名古屋支店

(7) 株式会社日本政策金融公庫名古屋支店

(8) 愛知県農業信用基金協会

(9) その他推進会議が必要と認める者

(会長)

第4条 推進会議に会長を置く。

2 会長は、春日井市産業部長をもってこれに充てる。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて推進会議を招集し、会議を主宰する。

2 資金の貸付けに係る認定申請は、第3条第4号から第7号までに掲げる機関(以下「融資機関」という。)から推進会議への当該資金の貸付けに係る計画書等の写しの送付をもって代える。

3 推進会議は、第2条の協議等に当たっては、直接関係を有する関係機関(以下「関係機関」という。)への文書協議により、審査することとする。ただし、市が要請を行った場合又は借入希望者の営農計画に関する審査について意見書(農業経営改善関係資金基本要綱(平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知)第3の1の(2)の指導農業士等による意見書並びに第3の1の(4)の愛知県による確認書及び第3の1の(4)の愛知県の意見書をいう。以下同じ。)の総合意見の判定がなく経営改善計画書の達成見込みに疑義がある判定内容の場合若しくは意見書が付されなかった場合は、関係機関の構成員による会議方式により審査を行うこととする。

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者が借り入れる場合については、貸付けの認定等に関する事務を融資機関に委任することができる。

(1) 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる者

(2) 人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知)第2に定めるものをいう。)に地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者(人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市から受けた農業者を含む。)

(3) 認定新規就農者(意見書が付され、その内容が計画達成の見込みがある場合に限る。)

(4) 借入額が25,000,000円(法人にあっては50,000,000円)以下の資金の借入れを希望する者であって審議が必要と認められないもの

5 資金の貸付に係る計画等の審査結果の報告については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1) 第3項の規定により審査した場合 推進会議事務局が農業経営改善関係資金融資審査等総括表等に認定日を添え、申請のあった融資機関及び関係機関

に通知する。

(2) 前項の規定により委任を受けた融資機関が認定等を行った場合 当該融資機関が、窓口機関を通じて推進会議事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所、農業経営改善関係資金融資審査等総括表等に認定年月日を添えて報告する。

6 前項第2号の報告を受けた推進会議の事務局は、次に掲げる団体に対し、当該各号に定める事項を通知するものとする。

(1) 助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成を行うのに必要な事項

(2) その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項

7 推進会議は、必要に応じて現地調査等を実施することができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、産業部農政課に置く。

(個人情報保護)

第7条 第3条各号に掲げる機関、団体等は、この要綱に基づく協議等に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。